

令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

1 目的

デマンドタクシーうぐいす号の運行に際しては、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を見込んでおり、令和4年6月の第9回府中町公共交通協議会(書面協議)にて令和5年度(令和4年10月～令和5年9月)のフィーダー系統確保維持計画の承認を得て運輸局へを提出したところ、同年9月末に運輸局より計画の承認を受けました。

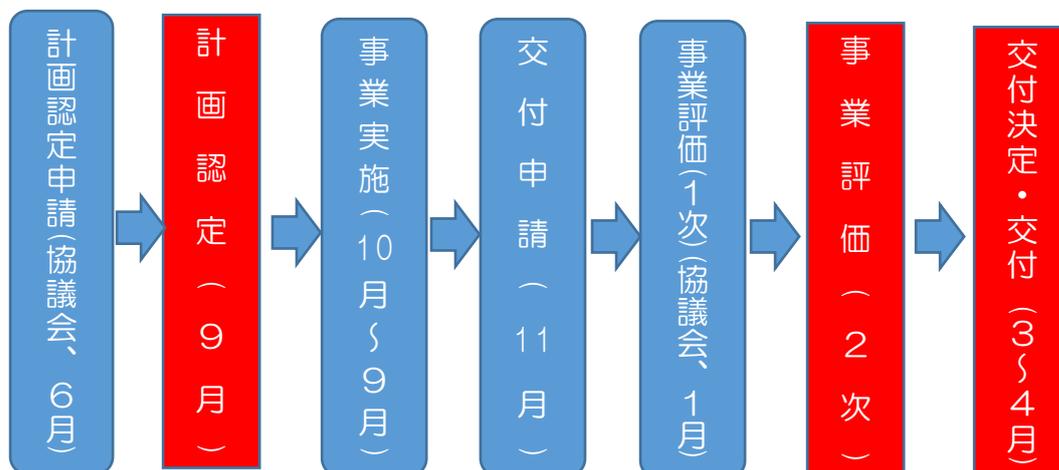
同補助金は、通称フィーダー補助金と呼ばれており、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行費用を対象に交付されるものです。

フィーダー系統確保維持計画提出に際しては、協議会で議論し承認を得ることが必要なため、この度令和6年度(令和5年10月～令和6年9月)のフィーダー補助金交付に向けて協議会に諮るものです。

2 運輸局提出資料

- ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書 (p9)
- ・地域内フィーダー系統確保維持計画 (p10-p15)
- ・資料① 運行路線図 (p16)
- ・資料② ダイヤ (p17)
- ・資料③ 指定地域周辺図 (p18)
- ・別添表 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統) (p19)
- ・別添表 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 (p20)

3 計画認定申請～補助金交付までの流れ



様式第1-6（日本工業規格A列4番）

令和 5年 6月30日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 府中町公共交通協議会
住所 広島県安芸郡府中町
大通三丁目5番1号
代表者氏名 会長 大東 延幸

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）
<p>1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称</p> <p>○府中町地域内フィーダー系統確保維持計画 フィーダー系統 清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド運行</p> <p>2) 目的・必要性</p> <p>○清水ヶ丘一部地域・桜ヶ丘一部地域</p> <p>府中町内の地域公共交通ネットワークは、鉄道利用圏の都市間移動を担うJR（山陽本線・呉線、芸備線）のほか、町内の拠点や居住地と広島市中心部を連絡する幹線路線バス・準幹線路線バス（広島電鉄、広島バス、芸陽バス）があり、別に路線バスを補完することを目的に、町内の拠点と居住地を連絡する町内循環線のコミュニティバス「つばきバス」がある。</p> <p>当該地域は町内北部の丘陵地帯に位置しており、昭和40年代に造成された住宅団地の一部である。最寄りの駅またはバス停までの距離や高低差があるため、平成31年1月に実施した住民アンケートでは、公共交通の利用しやすさについて「不満」「どちらかといえば不満」との回答が7割を超え、公共交通が利用しにくいことで外出に困ることが「よくある」「時々ある」との回答も7割を超えており、外出機会減少の原因となっている。</p> <p>地域住民からは、団地入口まで運行しているつばきバスの路線延長についての要望が多く寄せられているが、地域内の道路は幅員が狭く見通しも悪いため、小型のつばきバスでも運行に支障があり路線延長は困難な状況にある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和元年1月に策定した府中町地域公共交通網形成計画では、町の地域公共交通ネットワークの現状に応じ、駅やバス停までの距離や高低差、地域公共交通ハンドブックやバスサービスハンドブック等の指針の基準を参考に公共交通不便地域等を設定し、これを解消・改善することを目標に掲げた。</p> <p>清水ヶ丘・桜ヶ丘地域については、団地中腹部から上端部にかけての地域を公共交通不便地域または公共交通不便地域に準ずる地域に設定したうえ、地域の実態に合った新たな交通手段の導入を模索するため、デマンド交通の導入を検討することとした。</p> <p>天神川駅や交通結節点のイオンモール広島府中に接続し、区域運行により、当該地域の住民が自宅で乗り降り可能なデマンド型乗合タクシーの実証運行を令和3年8月から行ったところ、月を追う毎に利用者が増加し、令和3年12月には283人の利用があった。令和3年12月に実施した住民アンケートでは、デマンド型乗合タクシーの利用状況について、「定期的に利用」している人と「数回利用」した人が合わせて15.5%、「今後利用予定」の人が全体の48.9%であった。デマンド型乗合タクシーのような公共交通の必要性については、全体の89.1%から「必要だと思う」との回答があった。</p> <p>運行の効果を検証した結果、日常生活を送るうえで必要な地域の公共交通として確保・維持していく必要があると認めるに至ったため、公共交通協議会の承認を得て、令和4年10月から本格運行を開始することとした。本運行開始後もしばらく利用者は増加傾向であったが、ここ最近では350人程度で横ばい傾向にある。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）

地域住民の買い物、通院等の手段を確保し、日常生活行動に合致したダイヤの設定、地域内移動手段の確保と広域幹線との接続による地域外移動手段の確保と利便性の向上を図るため、以下のとおり目標を設定することとする。

<評価指標と目標値>

【清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド型乗合タクシー運行実績】

	R5年度実績 (R4.10~R5.3)	備考
1日あたり 利用者数	13.99人	R4年10月 本運行開始
収益率	13.12%	

【清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド型乗合タクシー目標値】

評価指標	目標値			備考
	R6年度 (R5.10~R6.9)	R7年度 (R6.10~R7.9)	R8年度 (R7.10~R8.9)	
1日あたり 利用者数	14.00人	14.00人	14.00人	
収益率	13.20%	13.20%	13.20%	

※収益率は経常費用に占める経常収益の割合により算出

<デマンド型乗合タクシーの目標値の設定方法>

対象地域の人口が894人(R4年3月末)から875人(R5年3月末)に減少しており、利用者数・収益率を上げていくことは困難であると考え、R6年度(R5.10~R6.9)以降の目標値はR5年度(R4.10~R5.3)実績値と同等の値を設定し、利用者数・収益率を維持していく方針とした。

<効果>

デマンド型乗合タクシーをドアツードアで導入することで、これまで路線バスを利用しにくかった住民も利用することが可能となり、利用しにくさや不便さの解消、地域内移動手段の改善、地域外交通への接続といった地域公共交通の課題解決につながり、利用満足度が向上し、「おでかけ」しやすいと感じる町民の割合の向上といった目標達成につながる。

(府中町地域公共交通網形成計画 目標1「誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通」の実現)

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 予約データや実態調査を元にデマンド型乗合タクシーの利用状況を把握し分析する。(事務局)
- ・ 交通事業者や地域との連携により利用実態やニーズの把握を行い、必要に応じて運行ダイヤやルートの改正を行う。(交通事業者、地域、事務局)
- ・ 対象地域の全世帯にチラシを配布するなど、周知・利用促進を行う(事務局)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 <p>【運行の態様】区域デマンド型</p> <p>【運行日】月～土曜日 ※日曜日・祝日運休</p> <p>【運行便数】平日 7便 (8:00～18:50) 土曜日 6便 (8:10～17:45) ※予約がない便は運行しない。 ※定員を超過した際には同じダイヤで増便を行う。</p> <p>【運賃】通常運賃 200円</p> <p>※小学生又は障害者及びその介護人は100円、小学生かつ障害者は50円、小学生未満は無料</p> <p>※運賃は乗務員が直接現金にて受領</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
町が運行委託するため、運行経費から運行収入額の差額分を差し引いた額を運行負担金として町負担する。※天神川駅（広島市南区）に接続しているが、広島市の負担はない。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
・広島第一交通株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
※該当なし
8. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年 2月21日	平成30年度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none">・府中町公共交通協議会規約（案）について・地域公共交通網形成計画について
平成30年12月 6日	平成30年度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none">・府中町地域公共交通網形成計画の策定について （計画策定の主眼、アンケート調査の方向性と内容）・府中町の交通施策の取組み状況・地域公共交通確保維持改善事業に係る平成30年度事業評価
令和元年 6月28日	令和元年度第3回協議会	<ul style="list-style-type: none">・府中町地域公共交通網形成計画【中間報告】について・つばきバスのダイヤの変更について
令和元年 9月19日	令和元年度第4回協議会	<ul style="list-style-type: none">・府中町地域公共交通網形成計画【素案】について
令和元年11月28日	令和元年度第5回協議会	府中町地域公共交通網形成計画の策定について 【パブリックコメントの結果について】
令和2年10月19日	令和2年度第6回協議会	<ul style="list-style-type: none">・つばきバスの運行見直しについて（中間報告）・清水ヶ丘、桜ヶ丘地区におけるデマンド型乗合タクシー実証運行の実施について承認
令和3年 2月 3日	令和2年度第7回協議会（書面審議）	<ul style="list-style-type: none">・つばきバスの運行見直しに係る運行ルート・ダイヤ改正（実証運行）について承認・清水ヶ丘・桜ヶ丘地区におけるデマンド型乗合タクシー実証運行の内容について承認
令和4年 3月18日	令和3年度第8回協議会	<ul style="list-style-type: none">・つばきバスの運行ルート・ダイヤ改正について、実証運行の内容で本格運行に移行することを承認・令和4年10月からのつばきバスの料金改定について承認 （運賃150円、小学生・障害者割引導入、定額サービス導入）

- ・デマンド型乗合タクシーの本格運行への移行について承認
(10人以下の車両で運行することを含む)

令和4年 6月24日 令和4年度第9回協議会(書面審議)

- ・デマンド型乗合タクシーの本格運行許可申請について承認
(運行に使用する車両は、広島第一交通(株)の通常の営業車両と併用することについて承認)
- ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認

令和4年 8月29日 令和4年度第10回協議会(書面審議)

- ・つばきバスの運賃改定に伴う運賃変更届について承認
- ・デマンドタクシー本運行移行及び愛称について

18. 利用者等の意見の反映状況

- ・平成31年1月10日、11日、13日 つばきバス利用者アンケート調査(乗り込み配布調査 601人)
- ・平成31年1月10日～31日 府中町地域公共交通網形成計画策定に向けた住民アンケート調査(郵送配布 4000人)
- ・令和元年10月1日～31日 府中町地域公共交通網形成計画(案)に対する意見等の募集(パブリックコメント)
- ・令和2年9月初旬～21日 デマンド型乗合タクシーの運行形態を検討するため、清水ヶ丘・桜ヶ丘団地に居住する全世帯を対象に住民アンケート調査(693人)
- ・令和3年6月から、つばきバスの運行ルート・ダイヤを改正し、実証運行実施(新ルート・ダイヤ周知のため、チラシを作成の上、広報に折込みで配布)
- ・令和3年7月17日 清水ヶ丘・桜ヶ丘各町内会を対象に、デマンド型乗合タクシー実証運行に係る住民説明会実施。説明会后、Q&Aを取りまとめ、チラシを全世帯配布。
- ・令和3年8月から、清水ヶ丘・桜ヶ丘地区を対象としたデマンド型乗合タクシーの実証運行実施
- ・令和3年9月9日～30日 デマンド型乗合タクシー利用者アンケート(13人)
- ・令和3年9月16日～18日 つばきバス利用者アンケート調査(乗り込み配布調査 543人)
- ・令和3年12月7日～22日 清水ヶ丘・桜ヶ丘町内会区域の全世帯を対象に、デマンド型乗合タクシーに係る住民アンケート調査(562人)
- ※令和3年8月から実施しているデマンド型乗合タクシーの実証運行について、運行対象地域の住民アンケート結果を踏まえ、令和4年8月から運行日、使用車両、乗降場所等の変更を行った。
- ・令和4年6月30日 清水ヶ丘・桜ヶ丘各町内会にチラシ(557枚)を配布し、愛称(案)を募集
- ・令和4年8月18日 愛称が「うぐいす号」に決定(回収12枚)
- ・令和4年10月1日 本運行開始に際してリニューアルしたチラシを利用世帯に向けて配布(清水ヶ丘・桜ヶ丘両町内会地域の全世帯)

19. 協議会メンバーの構成

府中町公共交通協議会委員名簿

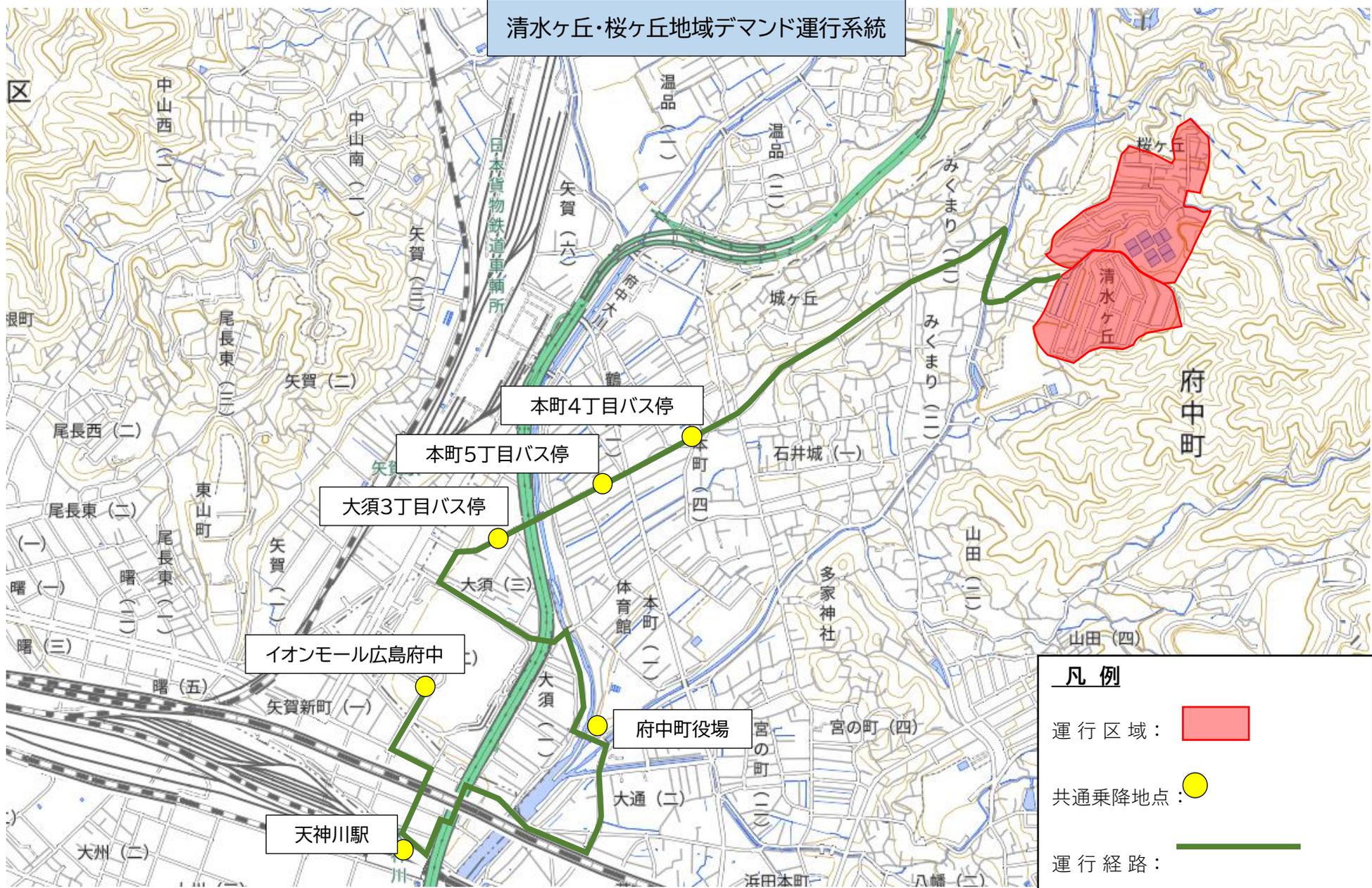
区分	役職
学識	広島工業大学工学部環境土木工学科准教授
地方運輸局	広島運輸支局首席運輸企画専門官
利用者・ 住民代表	府中町老人クラブ連合会会長
	府中町商工会会長
	府中町学校PTA連絡協議会
	府中町北部町内会連合会
	府中町南部町内会連合会
	社会福祉法人府中町社会福祉協議会会長
広島県	広島県地域政策局交通対策担当課長
警察	広島東警察署交通課長
運行者（バス）	広島電鉄株式会社交通政策本部 副本部長
運行者（タクシー）	一般社団法人広島県タクシー協会（広島第一交通株式会社）
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部広島支社地域交通課長
乗務員代表	私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部副執行委員長
道路管理者	府中町建設部維持管理課長
府中町	府中町建設部長

添付資料

- ・ 資料① 運行路線図
- ・ 資料② 運行ダイヤ
- ・ 資料③ 指定地域周辺図

運行路線図

清水ヶ丘・桜ヶ丘地域デマンド運行系統



凡例

- 運行区域:
- 共通乗降地点:
- 運行経路:

平日ダイヤ

平 日	デマンド型乗合タクシー			
	往 路		復 路	
	イオンモール 広島府中	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	イオンモール 広島府中
1便			8:00	8:20
2便	8:50	9:10	9:10	9:30
3便	10:50	11:10	11:10	11:30
4便	12:45	13:05	13:05	13:25
5便	14:40	15:00	15:00	15:20
6便	16:35	16:55	16:55	17:15
7便	18:30	18:50		

土曜日ダイヤ

土曜日	デマンド型乗合タクシー			
	往 路		復 路	
	イオンモール 広島府中	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	清水ヶ丘・ 桜ヶ丘	イオンモール 広島府中
1便			8:10	8:30
2便	9:25	9:45	9:45	10:05
3便	11:25	11:45	11:45	12:05
4便	13:25	13:45	13:45	14:05
5便	15:25	15:45	15:45	16:05
6便	17:25	17:45		

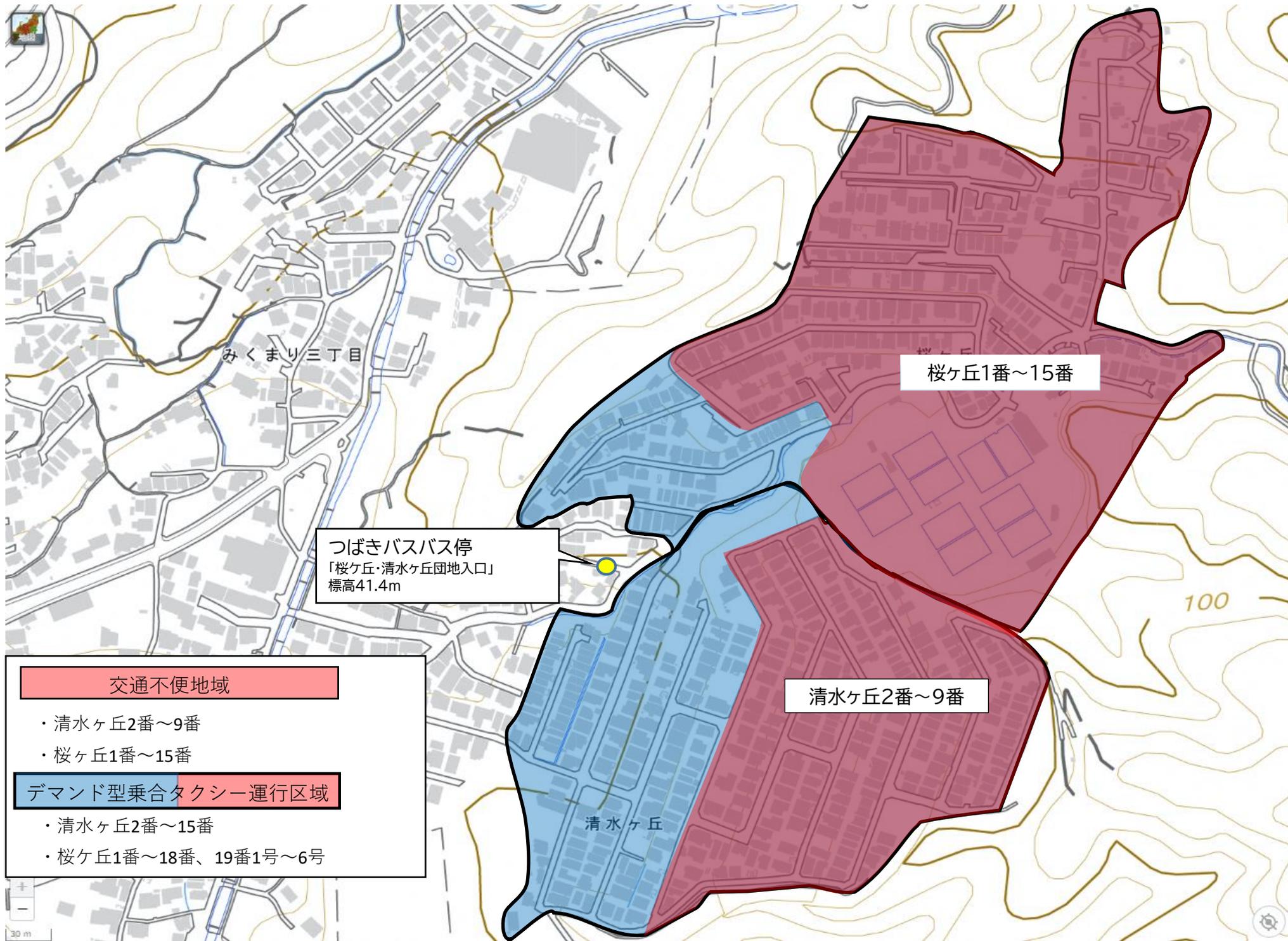


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
府中町	広島第一交通(株)	(1) 清水ヶ丘・桜ヶ丘地域 デマンド運行	—	・清水ヶ丘2番～15番 ・桜ヶ丘1番～18番、19番 1号～6号	—	往 — km 復 — km	298	2,034	—	—	区域運行	②(2)	天神川駅で JR山陽本線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	府中町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	合計 875

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
469	清水ヶ丘2番～9番	局長指定
406	桜ヶ丘1番～15番	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
府中町地域公共交通網形成計画	平成31年4月1日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)